令和6年度(公財)北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業助成要項

1. 目 的

北海道が生んだ偉大なアスリートであり、地域のスポーツの普及振興を通して、青少年の健全育成にご尽力された、(故)南部忠平氏の意志を受け継ぎ、地方体育・スポーツ協会連絡協議会及び市町村体育・スポーツ協会が実施する、青少年や地域住民及びスポーツ指導者を対象としたスポーツ振興の事業に予算の範囲内で助成し、道内のスポーツ振興促進を図ることを目的とする。

2. 主 催

公益財団法人北海道スポーツ協会

3. 対象事業

- (1) 主催団体(下記のいずれかの団体が主催すること)
 - ① 管内体育・スポーツ協会連絡協議会
 - ② 各市町村体育・スポーツ協会
- (2) 対象事業(下記のいずれかに該当する事業であること)
 - ① 幼児から青少年向けスポーツ事業
 - ② 高齢者向けのスポーツ事業等
 - ③ 幅広い年齢層の地域住民が参加するスポーツ事業等
 - ④ スポーツ指導者の資質向上に関する研修会・講習会・スポーツ教室等
 - ⑤ その他スポーツ普及・振興に関する事業・研修会・講習会等
- (3) 事業実施期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日まで

4. 事業規模

事業助成総額:120万円

5. 助成額及び内容

- (1) 20万円、10万円のいずれかの区分で申請すること。
- (2) 助成申請額に対し 1/2 以上の負担金(自己財源) があること。
 - ① 20万円助成事業:自己資金を10万円以上、総額30万円以上
 - ② 10 万円助成事業:自己資金を5万円以上、総額15万円以上 ※総額とは、対象経費の合計とする。
- (3) 助成は1事業に対しての金額とすること。 但し、1つの事業テーマのもと、複数会場で分散して行う事は認める。
- (4) 1 つの管内・体育・スポーツ協会連絡協議会及び 1 つの市町村体育・スポーツ協会での申請は 1 事業とする。
- (5) 申請した助成金額と決定する助成金額は異なる場合がある。

6. 助成対象経費

助成事業実施に要する経費のうち、次の経費を対象とし、これ以外の経費を認めない。

- (1) 対象科目
 - ① 諸謝金 (講師謝金・指導者謝金)
 - ② 旅費交通費 (講師・運営者の交通費・宿泊費)
 - ③ 消耗品費(事務用消耗品・実技消耗品、但し、備品類は対象外)
 - ④ 印刷製本費(プログラム印刷費・資料印刷費、但し、業者発注の費用のみ)
 - ⑤ 通信運搬費(郵送料・メール便代、但し電話代は対象外)
 - ⑥ 手数料(振込手数料·塵芥処理手数料)
 - ⑦ 賃借料(会場借上料・機材(器材)借上料)
 - ⑧ 食糧費 (講師・指導者・運営者昼食代、但し、懇親会費や茶菓代は対象外)
 - ※宿泊を伴う事業において、少年自然の家や市町村が所有する研修施設等へ全員 が宿泊する場合に限り、参加者の交通費・宿泊費・食費を対象経費として認める。

(2) 助成金の返納

次の場合は、助成金の一部及び全額を返納させることがある。

- ① 実績報告書の審査におして、計上された経費が対象外となり助成額に対する負担 金の割合が 1/2 を下回った場合。
- ② 事業を中止した場合。

7. 事業計画書の提出と審査

- (1) 希望する団体は、毎年指定された期日までに「申請調査票(様式 1:管内が提出)、事業計画書(様式 2:事業主催団体が作成)、収支予算書(様式 3:事業主催団体が作成)及び開催要項(事業主催団体が作成)」提出すること。
- (2) 市町村体育・スポーツ協会が申請する場合、各管内体育・スポーツ協会連絡協議会を通じて申請すること。 (別紙参照)
- (3) 3月に開催される、本会の「普及・生涯スポーツ委員会」において、提出された計画 書内容を厳正に審査、決定した管内体育・スポーツ協会連絡協議会へ通知する。
 - ① 事業数・助成金額上限については、毎年の予算状況を勘案し決定する。
 - ② 4月以降の追加申請については、3月での事業採択状況により決定する。
- (4) 事業の審査にあたり、新規についてはこの事業を実施することによる効果、継続事業については、これまで実施した事業と異なる効果について必ず明記すること。

8. 助成金交付申請書

- (1) 交付金申請書(様式4)を事業実施1ヵ月前までに提出すること。
- (2) 概算払いが必要な団体については、概算払申請書(様式 5)を併せて提出すること。

9. 実績報告書

(1) 実績報告書(様式 6)と関係書類(事業実績書(様式 7)・収支決算書(様式 8))に開催要項及び事業名等の写った写真を添付し、事業完了後 30 日以内に提出すること。

- (2) 事業終了が 3 月末となる場合の報告書提出期限は令和 7 年 4 月 11 日(金)とする。
- (3) 開催要項及び事業名の看板等は「公益財団法人北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業」を明記すること。

10. 実施事業の中止・延期について

- (1) 実施予定期日前に、事業を中止または延期する場合は理由を明記して必ず文書 にて連絡をすること。
- (2) 連絡がないまま事業を変更した場合、若しくは事業が中止された場合は助成金を 全額返納すること。

11. 実施にあたっての留意事項

- (1) 主催者名は必ず管内体育・スポーツ協会連絡協議会とし、証憑書類の宛名も全て各管内体育・スポーツ協会連絡協議会及び市町村体育・スポーツ協会、実行員会等の名称で統一すること。
- (2) 各管内体育・スポーツ協会連絡協議会が主体となり、1つの事業を複数会場で行い助成金を分配して実施する場合は、管内体育・スポーツ協会連絡協議会が申請書と報告書を取り纏めの上、提出すること。
- (3) プロ興行等の事業は対象外とする。

12. その他

- (1) 本事業に関する様式等は本会ホームページからもダウンロード出来ます。 URL: https://hokkaido-sports.or.jp/sposhido nabu spo/
- (2) 助成した事業内容は、本会各種会議及びホームページ等で団体名や事業名を公表します。
- (3) 助成した事業内容は、同内容事業は3回を限度とする。 なお、採択回数は2018年度から数えるものとする。